

合 議 先 一 覧 表 (名古屋市)

1 確認申請受付前に承認、許可、閲覧等を要するもの

◎: 建築基準関係規定

合 議 事 項	合議方式	所 管 部 署	
◎都市計画施設内で建築等を行う場合 [道路、公園、緑地、駅前広場、都市高速鉄道の計画線等]	合議欄記入	開発指導課 開発審査係 [住宅都市局]	西庁舎2階 972-2770
◎市街化区域内で敷地面積が500㎡以上ある場合			
◎市街化調整区域内で建築等を行う場合 [北、中川、港、守山、緑区]			
◎開発許可区域内で建築等を行う場合			
◎宅地造成工事規制区域内で建築等を行う場合 [千種、昭和、瑞穂、守山、緑、名東、天白区]	調書交付	開発指導課宅地規制係 [住宅都市局]	西庁舎2階 972-2733
◎西部流通業務地区内で建築等を行う場合 [港区]	調書交付	市街地整備課 区画整理係 [住宅都市局]	西庁舎4階 972-2757
□土地区画整理事業施行区域内で建築等を行う場合 [東、北、中村、中川、港、守山、緑、天白区]	照合済印等	市街地整備課 総括係 [住宅都市局]	西庁舎4階 972-2765
□風致地区内で建築等を行う場合	合議欄記入	緑地維持課 民有地緑化係 [緑政土木局]	西庁舎5階 972-2465
◎一団地の住宅施設内、特定街区、高度利用地区、都市再生特別地区 で建築等を行う場合	合議欄記入 調書交付	都市計画課 地域計画係 [住宅都市局]	西庁舎4階 972-2713
□地区計画等区域内(未条例化の制限事項のある区域)で建築等を行う場合 [千種、西、中村、中、昭和、中川、港、南、守山、緑、名東、天白区]			
◎卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、下水処理場、 廃棄物処理施設等を建築する場合	合議欄記入	建築指導課 市街地建築係 [住宅都市局]	西庁舎2階 972-2918
□建築協定区域及び建築協定区域隣接地内で建築等を行う場合 [千種、東、北、中村、中、昭和、瑞穂、中川、南、守山、緑、名東区]			
□名古屋市中高層建築物紛争予防条例適用対象建築物を建築する場合 [説明状況等報告書の提出が必要なもの] ※確認申請提出27日前までに手続 [2階以上かつ10戸以上の共同住宅] ※確認申請提出7日前までに 届出	照合済印	建築指導課 建築相談係 [住宅都市局]	西庁舎2階 972-2919
◎広告塔、広告板等(屋外広告物)を設置する場合	合議欄記入	都市景観室 屋外広告物係 [住宅都市局]	西庁舎4階 972-2735
□大規模な建築物や工作物を建築する場合(景観法) [高さが31mを超える建築物や工作物、延べ面積が10,000㎡を超える建築物 (店舗等の場合は3,000㎡)等]	合議欄記入	都市景観室 調査企画係 [住宅都市局]	西庁舎4階 972-2734
□都市景観形成地区内で建築等を行う場合 [久屋大通(中区、東区)、広小路・大津通(中区、東区)、名古屋駅(中村区、 西区)、四谷・山手通(千種区、昭和区、瑞穂区、天白区)、築地(港区)、 今池(千種区)、白壁・主税・檀木(東区)、四間道(西区)]			

□旅館・ホテル、簡易宿所、下宿等を建築する場合	設置場所調査書交付等	環境業務課 衛生指導係 [健康福祉局]	本庁舎1階 972-2643
◎敷地面積が300㎡以上(建ぺい率が60%を超える地域においては500㎡以上)の敷地で新築、増築を行う場合	通知書交付	緑地維持課 民有地緑化係 [緑政土木局]	西庁舎5階 972-2465
□市街化調整区域内で、敷地面積1,000㎡以上の敷地で新築、増築を行う場合			
□河川、水路等を占用する場合	許可書交付	河川管理課管理係 [緑政土木局]	西庁舎6階 972-2882
◎自転車駐車場附置義務適用対象建築物を建築する場合 [小売店舗(400㎡超)、銀行(500㎡超)、遊技場(300㎡超)、飲食店(800㎡超)、映画館(1,600㎡超)] ※複合用途は、300㎡超で対象となる場合がある。 ※確認申請提出14日前までに届出	合議欄記入	自転車利用課 駐車対策係 [緑政土木局]	西庁舎6階 972-2877
□地下鉄施設の上部又は沿線30m以内で建築等を行う場合 [東山線、名城・名港線、鶴舞線、桜通線、上飯田線(上飯田駅部終端から平安通駅まで)]	合議欄記入	工務課維持係 [交通局]	西庁舎11階 972-3888
□上飯田線の上部又は沿線30m以内で建築等を行う場合 [味鋤駅から上飯田駅部終端まで]	合議欄記入	上飯田連絡線(株) 管理部	①名鉄上飯田ビル2階 981-6437
□リニモ(東部丘陵線)沿線30m以内で建築等を行う場合	合議欄記入	交通施設管理課 経営管理係 [住宅都市局]	西庁舎4階 972-2730
◎臨港地区内で建築等を行う場合[中村、熱田、中川、港区]	分区条例印	名古屋港管理組合 港営課 規制係	名古屋港管理組合 本庁舎5階 654-7905
□港湾隣接地域内で建築等を行う場合 [港湾区域の水際線から20m以内の陸域。ただし、潮見ふ頭地区は14.2m、堀川、中川運河は9m以内、新堀川は7m以内の陸域]	許可書交付		
◎特定都市河川流域内(新川、境川流域) 田畑などの土地で、敷地面積が500㎡以上で建築等を行う場合 [北区、西区、中川区、港区、緑区]	許可書交付	河川管理課管理係 [緑政土木局]	西庁舎6階 972-2882
◎自然流下で排出できない汚水・雑排水を一時的に貯留する排水槽を設置する場合 (確認申請受付が令和2年10月1日以降のもの)	回答書交付	給排水設備課給排水係 [上下水道局]	西庁舎7階 972-3737

2 確認申請受付後に承認済、許可済等の合議を要するもの(名古屋市に申請する場合に限る) ◎: 建築基準関係規定

合 議 事 項	合議方式	所 管 部 署	
◎許可申請建築物を建築する場合 ◎認定申請建築物を建築する場合	合議欄記入	建築指導課 市街地建築係 [住宅都市局]	西庁舎2階 972-2918
◎仮設許可申請建築物を建築する場合	合議欄記入	建築審査課 建築審査係 [住宅都市局]	西庁舎2階 972-2930
◎駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域内で駐車施設の附置が必要な場合	合議欄記入	交通施設管理課 施設管理係 [住宅都市局]	西庁舎4階 972-2774
◎仮使用認定申請が必要な場合(既設建築物の増築等)	合議欄記入	建築審査課 建築審査係 [住宅都市局]	西庁舎2階 972-2929